② 法第32条第１項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。
ア 生きた家きん
イ 家きん卵（ただし、ＧＰセンター（液卵加工場を含む。以下同じ。）等で既に処理されたものを除く。）
ウ 家きんの死体
エ 家きんの排せつ物等
オ 敷料、飼料、家きん飼養器具
③ 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。
④ 当該農場の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。

⑵ 都道府県は、２の⑶により動物衛生課に報告した場合には、速やかに、当該農場に関する過去21日間（⑤を除く。）における次の情報を動物衛生課に提出する。
① 家きんの移出入
② 当該農場に出入りした次の人及び車両の移動範囲
ア 家きんの所有者、従業員、獣医師、農場指導員及びキャッチャー（鶏を出荷用のカゴ等に入れる作業員）等複数の農場の衛生管理区域内で作業を行う者
イ 家きん運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域内に立ち入る車両
③ 堆肥の出荷先
④ 種卵の出荷先
⑤ 検査のスケジュール

4 陽性判定時に備えた準備

都道府県は、２の⑶により動物衛生課に報告した場合には、速やかに次の措置を講じ、その内容について、速やかに（遅くとも遺伝子検査の結果が出る前まで）、動物衛生課に報告する。

⑴ 当該農場における家きん舎等の配置の把握
⑵ 周辺農場における家きんの飼養状況の整理
⑶ 家きんのと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国や他の都道府県等からの人的支援の要否を含む。）
⑷ 患畜又は疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設等の確保（農林水産省の保有する移動式焼却炉の利用の有無を含む。）
⑸ 消毒ポイントの設置場所の検討
⑹ 当該農場の所在する市町村、隣接の都道府県及び関係機関への連絡

5 都道府県による家畜保健衛生所での検査

⑴ 都道府県は、家畜保健衛生所で次の検査を行う。
① Ｈ５又はＨ７亜型に特異的な遺伝子を検出する遺伝子検査（ＰＣＲ検査及びリアルタイムＰＣＲ検査をいう。以下「遺伝子検査」という。）
② 寒天ゲル内沈降反応による血清抗体検査
③ ウイルス分離検査

⑵ 都道府県は、次のいずれかに該当する場合には、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、分離されたウイルス又は遺伝子検体を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所（以下「動物衛生研究所」という。）に送付する。
① ウイルス分離検査の結果、赤血球凝集能があるウイルス（赤血球凝集抑制反応試験（以下「ＨＩ試験」という。）により、ニューカッスル病ウイルスではないことを確認したものに限る。）が分離された場合
② 遺伝子検査の結果、Ｈ５又はＨ７亜型に特異的な遺伝子が検出された場合

6 都道府県が実施するモニタリングで発見された場合の対応

⑴ ウイルスが分離された場合

都道府県は、第３の１の定点モニタリングにおいて、インフルエンザウイルスである疑いのあるウイルス（ＨＩ試験により、ニューカッスル病ウイルスではないことを確認したものに限る。）が分離された場合には、直ちに次の措置を講ずる。
① 動物衛生課とあらかじめ協議した上で、分離されたウイルスを動物衛生研究所に送付する。
② 分離されたウイルスについて、遺伝子検査を行う。
③ 家畜防疫員を現地に派遣し、当該農場における死亡羽数の推移並びに死亡家きん及び異常家きんの状況を確認する。
④ ３の⑴の②から④まで及び３の⑵の措置を講ずる。

⑵ ウイルスが分離されずに血清抗体検査のみが陽性となった場合
① 都道府県は、第３の１の定点モニタリング又は第３の２の強化モニタリングにおいて、ウイルスが分離されずにＡ型インフルエンザウイルスに対する抗体が確認された場合には、動物衛生課に連絡の上、直ちに家畜防疫員を現地に派遣し、２の⑴及び５の⑴の検査を行う。
② ①の検査の結果、血清抗体検査のみが陽性となった場合には、動物衛生課とあらかじめ協議した上で、Ｈ５又はＨ７亜型に特異的な抗体の有無を検査するため、当該血清を動物衛生研究所に送付する。

7 その他

２から５までの措置は、家きんの所有者等からの届出によらず、家畜防疫員の立入検査等により異常家きんが発見された場合についても、同様に行うものとする。

また、食鳥処理場から高病原性鳥インフルエンザを疑う旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該食鳥処理場及び出荷農場に派遣し、食鳥処理場においては２に準じた措置を、出荷農場においては３に準じた措置を講じる。なお、異常家きんが当該食鳥処理場の所在する都道府県外の農場から出荷された家きんであることが判明した場合には、直ちに動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県畜産主務課にその旨を連絡し、連絡を受けた都道府県は直ちに家畜防疫員を出荷農場に派遣し、３に準じた措置を講じる。

第５ 病性等の判定

1 病性の判定方法

農林水産省は、次の⑴及び⑵により病性を判定する。

⑴ 異常家きんの届出があった場合
① 死亡率の推移、都道府県が行う臨床検査、簡易検査及び遺伝子検査の結果により判定する。なお、異常家きんが発生農場と疫学的関連のある農場（患畜又は疑似患畜が確認された農場と同一の飼料運搬車両が出入りしている農場等）で飼養されている場合には、遺伝子検査の結果によらず、簡易検査の結果により判定することができる。
② ①により病性が判定されなかった場合には、都道府県が行うウイルス分離検査及び動物衛生研究所が行うウイルスのＨＡ亜型を特定する検査（以下「ウイルス亜型特定検査」という。）の結果に基づき判定する。
③ ②により病性が判定されなかった場合には、②により分離されたウイルスについて動物衛生研究所が行う病原性判定試験（鶏への接種試験又はＨＡ領域の遺伝子解析をいう。以下同じ。）の結果に基づき判定する。

⑵ モニタリング検査で発見された場合など、臨床的異常所見を伴わず検査結果が陽性となった場合
① インフルエンザウイルスが分離された場合には、都道府県が行う遺伝子検査並びに動物衛生研究所が行うウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の結果に基づき判定する。
② 血清抗体検査のみが陽性となった場合には、都道府県が速やかに実施する再検査（臨床検査、遺伝子検査、血清抗体検査及びウイルス分離検査）を踏まえ、次のとおり判定する。
ア 再検査の結果、臨床症状が確認された場合には、⑴により判定する。
イ 再検査の結果、臨床症状が確認されなかった場合には、都道府県が行う遺伝子検査の結果に基づき判定する。
ウ イにより病性が判定されない場合には、都道府県が行うウイルス分離検査並びに動物衛生研究所が行うウイルス亜型特定検査及び病原性判定試験の結果に基づき判定する。